**令和５年度 双葉中学校 土日の部活動の地域移行について**

令和５年３月１６日

双葉中学校

校長　竹内　久美子

（令和5年3月の県のガイドラインにより、赤字の部分を4月1日に変更）

１　双葉中学校 土日の部活動について

令和５年度以降、土日の部活動は、原則、保護者クラブ（保護者会によるクラブ）が運営する。また、保護者会が地域クラブの指導者を外部指導者として委嘱する場合は、保護者クラブと地域クラブで協議・相談して運営する。

　　（平日部活動においても、保護者クラブや地域クラブの指導が可能な場合は、顧問と相談して、クラブ化を導入していく。）

　※ 「保護者クラブ」 … 部活動の保護者会が運営するクラブ

　※ 「地域クラブ」　 … 地域で活動している既存のクラブ

２　保護者クラブの段階的な体制づくりについて

・**令和５年度の４月～８月を保護者クラブの体制づくりの準備期間**とする。

・保護者クラブは、県や市町村が認定・登録した指導者を外部指導者として委嘱し、指導を依頼することができる。外部指導者がいない場合は、令和７年度末までに、学校・保護者・地域と連携・協力しながら、適した指導者の確保に努める。外部指導者の交代についても、同様。

・保護者や外部指導者のみでは活動が行えない場合や、大会に向けての土日の練習な

ど、保護者クラブと部活動顧問で相談し、顧問が学校の部活動として指導すること

もある。

　・委嘱できる外部指導者がいないなど、保護者クラブだけでは指導ができない場合、

練習メニュー等を顧問が生徒に指導助言し、生徒中心で練習を進めることも認める。

ただし、保護者クラブでトラブルや事故、ケガがないよう見届ける。

３　管理

（「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガ

イドライン（案）（令和5年3月）」による。）

1. 活動時間及び休業日等の設定
2. 活動時間

＜平 日＞

・１日の活動時間は、長くとも２時間程度とする。

・同じ日に学校部活動と併用して実施する場合においても、合わせて長くとも２時間

程度とする。

＜休 日＞

・１日の活動時間は半日以内（３時間程度）とし、対外試合等もできる限り終日に渡ら

ないよう配慮する。

1. 休養日

・土日のいずれかを休養日とする。（第３日曜日の「家庭の日」は原則として休養日と

する。）大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に休養日を設ける。

（双葉中学校は、月曜日は部活動を行わず、休養日としている。）

　・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分とれない場合は、土日の両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）（ガイドラインに追加された内容）

・長期休業中は、学期中の活動基準を踏まえ、無理のない活動日を設定する。また、十

分な休養を取ることができるとともに、多様な活動を行うことができるよう、ある

程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（長期休業中の練習計画については、保護者クラブと部活動顧問で相談して決める。

オフシーズンは、例年同様、お盆前後の１～２週間程度を予定。）

1. 活動時間及び休養日に関する留意点

・定期試験前後の一定期間や行事前等、学校全体としての休養日を設けることもあるため、その趣旨を理解し、連携・協力する。

（２）活動場所及び施設等の管理

・双葉中学校施設（グランド、テニスコート、体育館等）、社会教育施設（公民館・B&G等）について、原則、無料で利用できることとする。ただし、ガイドライン以上の練習を保護者クラブ・地域クラブで行う場合は、施設の指示する利用料を支払うこと。

　（双葉中学校の部活動の練習計画として位置付ける練習は、施設利用料を無料とする。美濃加茂市の施設については、無料とは限らない。）

　・双葉中学校の部活動の用具・備品の使用を認める。

・双葉中学校施設を利用する場合、必要な箇所の「鍵」の受け渡しは、保護者クラブ

が行う。顧問は「鍵」の所在を常に確認する。社会教育施設については施設の指示

に従う。

・施設の使用可能時間は、休日の昼間の半日を原則とする。双葉中学校施設使用の日

程調整は、双葉中学校内で関係顧問の合意で行う。

・保護者クラブ活動中の施設の破損、用具・備品の破損、鍵の紛失等は保護者クラブ

で責任を負う。

（３）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

・会費等の管理は、保護者クラブで行う。

・生徒や保護者等に対して費用等に係る理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲

で、可能な限り低廉な会費を設定する。

・会費や指導者への謝金の支払い等は口座で管理し、公正かつ適切な会計処理を行い、

適宜、会計報告等を実施する。

（４）保険の加入

・活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、保険への加入を義務付ける。

・加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保

険も保障対象となる保険を選定する。

・規約等にも保険加入に関する条項を位置付ける。

* 別紙「スポーツ安全保険」参照

公益財団法人 スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」ネットから申請できる

１人　８００円

* 組合教育委員会では、保険加入の補助ができるよう、予算計上中

＜保護者クラブの体制づくりに向けて＞

➀保護者クラブの必要な役職と役員の決定（確認）

　　＊会長、（副会長）、（書記）、会計、学年代表　等　必要な役職は？　数は適切か？

②保護者クラブの「細則」の作成

　　＊別紙「細則」のひな型を参照し、各保護者クラブで作成を。

③生徒、指導者の保険の加入

（保護者の加入については、各保護者クラブで検討を。）

④スポーツ少年団加入の可否決定（メリット…何かあった時の後ろ盾がある？）

　　＊別紙「美濃加茂市スポーツ少年団」「富加町スポーツ少年団」の要項参照

＊美濃加茂市…団員の加入７００円（国・県・市から補助あり　実質無料）

富加町　　…団員の加入１，３００円（補助なし　実費）

＊理事会・役員会への参加あり

＊少なくとも２名以上は「スタートコーチ資格保有者」または「スポーツ少年団

認定育成員・認定員の資格保有者…資格取得の講習あり

⑤外部指導者・地域クラブへの委嘱

　　＊別紙「委嘱状のひな型」参照

＜今後の動き＞

３月１６日（木）　保護者代表・外部指導者会

・双葉中としての動きを説明。

　４月末　　　　　　新１年生　部活動正式入部

　３月～５月末　　　各部活動保護者会

　　　　　　　　　　・各部活動の保護者クラブ化への説明と役員の確認。

　　　　　　　　　　・順次、できることを進めていく。

　　　　　　　　　　・保険さえ加入していれば、万が一の事故や怪我の対応ができる

ため、土日の指導を外部指導者に委ねていくことが可能。

　６月２４日（土）　中体連　地区大会

～７月２２日（土） ・種目によって地域クラブの出場が認められているが、令和５年

度は、すべての部活において、「双葉中学校」で出場する。

 ８月末　　　　　　保護者クラブ体制づくり完了

　９月～　　　　　　原則、土日は保護者クラブで運営

　２月頃　　　　　　保護者クラブ運営での課題点について改善策を考え、令和６年度

の方針を決定する